

# 「県民泊まって応援キャンペーン」 「県民県内お出かけキャンペーン」 参加旅行代理店募集要項（旅行商品申込型）

## 1 キャンペーンについて

### （1）目的

県内宿泊施設等においては、暖冬の影響や新型コロナウイルス感染症の拡大など、相次いで困難に見舞われ、予約のキャンセルや売上の減少、営業の自粛や休業などにより、危機的な状況にあります。

また、県民も外出自粛などが長く続いており、閉塞感に包まれている状況にあります。

この深刻な状況を改善するため、県民が前もって泊まりたい県内の旅館・ホテルを選んで、専門家からの意見を踏まえ判断した適切な時期から利用できる宿泊割引クーポンを発行し、その割引の原資となる費用をあらかじめ県内宿泊施設にお渡しし、経営継続の一助とすることを目的とするとともに、併せて、県民が観光立寄施設等を利用できるクーポンを発行し、観光立寄施設等の利用促進を図り、県民による県内経済の活性化を促すことを目的とします。

### （2）割引クーポンの概要

- ① 名称 県民泊まって応援キャンペーン割引クーポン（以下「宿泊クーポン」）  
県民県内お出かけキャンペーン割引クーポン（以下「観光立寄クーポン」）
- ② 発行主体 公益社団法人山形県観光物産協会（以下「協会」）
- ③ 発行枚数 各 50,000 枚  
うち個人申込型 各 30,000 枚
  - ・ 宿泊クーポン：県民が宿泊施設を指定して応募し、抽選により当選者を決定
  - ・ 観光立寄クーポン：利用可能な観光立寄施設等で販売うち旅行商品申込型 各 20,000 枚
  - ・ 県内の旅行代理店で販売（割当総数を超過する応募があった場合は抽選により当選者を決定）

以下、この募集要項では「旅行商品申込型」について説明します。

### （3）「旅行商品申込型」各割引クーポンについて

- ① 発行枚数 各 20,000 枚（20,000 セット）
- ② 利用対象 参加施設として登録いただいた山形県内の宿泊施設と観光立寄施設等
- ③ 利用内容 宿泊を伴う 10,000 円以上の宿泊プラン（※）への支払いの際に、5,000 円割引する。  
併せて、観光立寄施設等で利用可能な 2,000 円分のクーポンを 1,000 円で販売する。
- ④ 利用制限 宿泊クーポン：宿泊 1 回につき、1 人あたり 1 枚まで（「個人申込型」当選者は応募をご遠慮願います。）  
観光立寄クーポン：購入者が 1 回のみ利用可（2 人以上でも利用可）
- ⑤ 利用期間 各旅行代理店が設定（最長、令和 3 年 1 月 31 日（日）まで）

---

（※）宿泊プランとは、宿泊のほかに食事が付くプランやその他宿泊に附随するサービスが含まれたプランを指します。

#### (4) 県民からの応募申込

- ① 申込方法 本キャンペーン公式サイトまたは各参加旅行代理店窓口からの申込
  - ② 申込期間 令和2年6月15日(月)～令和2年6月28日(日)まで
  - ③ 申込内容 ・申込代表者の氏名、住所(県内在住者に限る)  
・申込代表者以外の施設利用者全員の氏名(県内在住で同一世帯の家族に限る)  
・泊まりたい宿泊施設(1施設のみ)、宿泊プラン及び旅行代理店
  - ④ 申込回数 1人1回のみ(申込は18歳以上に限る)
  - ⑤ 申込人数 1つの申込につき6名まで
- ※「個人申込型」で当選している場合は、「旅行商品申込型」への応募をご遠慮願います。

#### (5) 割引クーポンの配分及び抽選の実施等

各参加旅行代理店への割引クーポンの配分については、県民からの応募数に応じて決定します。

- ① インターネットまたは参加旅行代理店窓口で受付した県民からの応募を協会に取りまとめ
- ② 協会は①の総数が発行想定数(20,000枚)を超えた場合は、参加旅行代理店ごとに抽選を実施
- ③ 応募数が発行想定数に満たない場合は、全て当選とする
- ④ 参加旅行代理店に、協会から当選者の氏名・住所並びに利用する宿泊施設等が記載された当選者名簿及び当選者分の宿泊クーポン、観光立寄クーポンを送付する。(同時に宿泊施設にも当選者名簿を送付)
- ⑤ 参加旅行代理店は、該当者への当選通知を行うとともに、宿泊予約手続き方法のお知らせを行う。
- ⑥ 参加旅行代理店は、当選者の宿泊予約・支払い等一連の手続きを終えた後、当選者への予約票等のお渡しと併せて、宿泊クーポン、観光立寄クーポンをお渡しする
- ⑦ なお、観光立寄クーポンについては、代金(1,000円)納入を確認のうえお渡しする(クーポンの「クーポン購入施設名」欄には、旅行代理店名を記載すること。なお、観光立寄施設を指定する場合は、利用施設名も併記すること。また、購入日も忘れずに記載すること。)
- ⑧ 宿泊予約・支払い・クーポンの受け取り等について、来店を希望する当選者がいる場合は、3密を避けるため、店舗への来訪前に来店日時等を事前予約のうえ来店していただくよう促す。

#### (6) 前払金の支払い

上記(5)による割引クーポン配分枚数の決定後、協会から対象宿泊施設に対し、割当数に応じた金額が前払金として振込みされます。

宿泊者の都合によりキャンセル等があり、割当数よりも実際の宿泊者数が少なかった場合は、対象宿泊施設に既に振り込まれた前払金は、同施設より協会に返金していただきます。

#### (7) 割引クーポン利用の条件

「県民泊まって応援キャンペーン」の参加旅行代理店が取り扱う山形県内宿泊施設での宿泊を伴う10,000円以上の宿泊プラン及び「県民県内お出かけキャンペーン」の参加事業者として登録された観光立寄施設での支払いに利用が可能です。

- ・割引クーポンの利用は、県内在住者の方を対象としています。宿泊予約受付時に、利用者全員分のクーポンの提示を受け、券面に記載されている利用者本人かどうかの確認をお願いします。
- ・宿泊プランとは、食事付きの宿泊プランやその他サービスと宿泊がセットになっているプラン(素泊まりプラン含む)をいいます。

- ・ 消費税等を含む総額に対して、割引クーポンを利用できます。
- ・ 10,000 円以上であっても、宿泊を伴わないプランの場合は利用できません。  
例) 日帰り温泉と食事のプラン、食事のみや宿泊を伴わない施設のサービスなど
- ・ 10,000 円を下回る料金を設定されている宿泊施設の場合は、お土産やその他サービスなどをセットにした 10,000 円以上の独自のプランを設定し利用いただくことが可能です。ただし、クオカードなどの金券やたばこ購入をセットにして提供するプランについては、利用ができません。
- ・ 観光立寄施設等で利用可能な 2,000 円分のクーポン（販売価格 1,000 円）は、宿泊プランとセットにして販売してください。
- ・ 観光立寄クーポンについては、参加旅行代理店において観光立寄施設を限定した旅行商品とするか、どこでも利用可（本キャンペーンに登録している施設に限る）とするかを選ぶことができます。

## 2 本キャンペーンの参加旅行代理店登録の条件

以下の全ての条件を満たす必要があります。

**(1) 山形県内に本店、支店、営業所を有する旅行代理店であること**

**(2) 関係法令等**

- ① 「旅行業法」(昭和 27 年法律第 239 号) の遵守の徹底を図ること。
- ② 「山形県暴力団排除条例」(平成 23 年県条例第 26 号) を遵守すること。
- ③ その他公序良俗に反しないこと

上記、関係法令等の登録条件に反する事実が判明した場合は、登録を取り消すことがありますのでご注意ください。

**(3) 新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じていること**

**(4) 各割引クーポンについて**

- ① 各割引クーポンの利用者に対して、割引クーポンの利用に必要な説明を実施できること。  
各割引クーポンを利用した場合の価格や、条件（利用できる宿泊プランなど）を明確に説明してください。
- ② 各割引クーポンの利用条件に該当するプランがある、または宿泊施設を手配できること。
- ③ 各割引クーポンを利用した適正な宿泊費等の精算ができること。  
宿泊プランについては、消費税込みの宿泊費から 1 人あたり 5,000 円を差し引いた金額を利用者から徴収してください。  
また、観光立寄施設等で利用可能な 2,000 円分のクーポンを 1,000 円で販売してください。徴収した販売代金は協会に納入してください。（振込手数料を差し引いた金額を納入してください）
- ④ 割引クーポンを利用しての宿泊予約受付時に、券面に記載されている利用者本人かどうかの確認をお願いします。
- ⑤ 個人情報を適切に管理できること。

## 3 参加申込方法

次の書類を提出してください。

- (1) 参加旅行代理店登録申請書（様式第 1 号）

(2) 提出先 【事務局】公益社団法人山形県観光物産協会  
担当氏名 県民泊まって応援キャンペーン係  
(電話) 023-647-2333 (FAX) 023-646-6333

提出方法 郵送又はFAX、メールで御提出ください。  
(メール) tomatte@yamagatakanko.com

提出期限 ①令和2年6月5日(金) 必着

※郵送の場合は封筒に朱書きで**県民泊まって応援キャンペーン参加申込書在中**と記載してください。

※参加申込後、事務局より6月8日(月)までにプラン等を登録する入力フォームのURLとID、パスワードをメール送信しますので必要事項を入力ください。(入力いただいた情報は「県民泊まって応援キャンペーン」公式サイトで6月15日(月)より表示されます。

#### 4 実績報告及び精算(観光立寄クーポン分)

- ① 各参加旅行代理店は、毎月1日～末日に当選者が納入したクーポン販売分を販売実績報告書(様式第2号)に必要な事項を記載し、翌日10日までに事務局に提出してください。
- ② 各参加旅行代理店は、報告書提出後すみやかに当選者が納入した回収したクーポン販売代金(観光立寄クーポン分)を事務局が指定する口座に、振込手数料を差し引いた金額を納入してください。
- ③ 万が一、虚偽の精算などの悪質な事例が発生した場合には、法的措置をとらせていただきますので、くれぐれも適切な対応をお願い申し上げます。

提出先 【事務局】公益社団法人山形県観光物産協会  
担当氏名 県民県内お出かけキャンペーン係 (電話) 023-647-2333 (FAX) 023-646-6333  
提出方法 FAX、メールで御提出ください。(メール) odekake@yamagatakanko.com  
振込先 山形銀行 本店営業部  
口座番号 3421015  
預金種別 普通  
口座名義 ケンミンケンナイオデカケキャンペーン

#### ■今後のスケジュール(予定)

6月5日(金) 旅行代理店の参加申込期限  
6月8日(月)～6月12日(金) 宿泊プラン等の入力  
6月15日(月)～6月28日(日) 県民からの応募受付  
7月1日(水) 事務局にて抽選実施  
順次、割引クーポンを送付⇒宿泊予約の受付開始  
7月2日(木)～事務局にてクーポン配分枚数に応じた金額を各宿泊施設に振込開始

↓

旅行代理店は毎月1日～末日に当選者が納入したクーポン販売分を、翌日10日までに販売実績報告書(様式第2号)をすみやかに協会へ送付。併せて観光立寄クーポン支払代金を協会に納入する。

#### ■本キャンペーンの問い合わせ先

公益社団法人山形県観光物産協会 県民泊まって応援キャンペーン係 (電話) 023-647-2333  
山形県観光文化スポーツ部観光立県推進課 戦略プロジェクト推進担当 (電話) 023-630-3246